

## 自動車税環境性能割税額を自動で算出する検索サービスを開始

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会(東京都渋谷区 会長:海津博 以下:JU 中販連)は、この度一般社団法人日本自動車工業会(以下:自工会)からのデータ提供を受け、JU 中販連の WEB サイト上で中古車販売に係る自動車税環境性能割税額を自動で算出するための検索サービスを開始することといたしました。

自動車税環境性能割は2019年10月に、自動車取得税の廃止に伴って導入されたもので、自動車取得税と同様に自動車購入時の「取得価額」に対して、燃費性能に応じて登録車は0~3%、軽自動車は0~2%課税される仕組みです。「取得価額」は一定の基準で定められた「課税標準基準額」をベースにしており、中古車の場合は耐用年数に応じた残価率を「課税標準基準額」に乗じて算出しています(この取得価額が50万円以下の場合には免税)。

2019年10月までは、いわゆる「自動車取得税の課税標準基準額および税額一覧表」が本やCDで発行されていましたが、自動車取得税の廃止以降、「自動車税環境性能割の課税標準基準額および税額一覧表」が世の中に流通しなくなったため、自動車販売店は自動車税環境性能割税額を自ら調べるすべがない状態になっているのが現状です。

そこで、JU 中販連として関係各所と調整し、昨年、自工会から関連データを取得して、環境性能割税額を検索するためのシステムを構築してまいりました。

本サービスは2022年9月1日よりJU 中販連ホームページで閲覧制限なしで無償公開しますので、自動車販売店はもちろん、多くのユーザーに利用いただけるものと考えております。

### 自動車税環境性能割税額 検索サービス概要

- ◆URL <https://www.jucda.or.jp/tax/kankyouseinouwari/>
- ◆自動車税環境性能割の税額が、車検証の「型式指定番号」「類別区分番号」「初度登録年月」「中古車を登録される予定日」を入力することにより自動で算出されます
- ◆サービス開始日 2022年9月1日

※このサービスの対象は国産中古車のみです(新車、輸入車は対象となっていません)。  
※このサービスの検索結果は自己計算による申告値となりますので、確定税額については自動車税事務所(軽自動車の場合はお住まいの市区町村)により判断されます。



#### 本件に関するお問い合わせ先

一般社団法人日本中古自動車販売協会連合会

総務部 広報担当 今岡 孝之

東京都渋谷区代々木3丁目25番3号 あいおいニッセイ同和損保新宿ビル10階

TEL:03-5333-5881 FAX:03-5333-5577 URL:<http://www.jucda.or.jp>